

【刑法】

[出題趣旨]

本問は、共謀共同正犯の成否と共犯からの離脱に関するものを問うてみた。共犯関係が成立した後に、その構成員の一部が実行の着手前に離脱した場合に、他の共犯者が実行した犯罪について帰責されるかどうか論点となる。この場合、判例がどのような立場にあるのかと学説における因果的共犯論（物理的因果性と心理的因果性）によって因果性が遮断されるか否かを検討し、そこから共犯からの離脱が認められるか否かを論じることが望ましい。なお、共謀共同正犯を否定する見解もあるため、その点にも若干論及されていれば、それも評価の対象となる。